

令和5年4月18日
金融庁

無登録で暗号資産交換業を行う者について
(株式会社ブリッジインベストメント及びクリプトカレンシーワールドワイド株式会社)

関東財務局において、無登録で暗号資産交換業を行う者について、事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係16. 暗号資産交換業者関係Ⅲ-1-6(2)②に基づき、本日、警告を行いました(詳細は、関東財務局ウェブサイトを参照してください)。

※[「無登録で暗号資産交換業を行う者について\(株式会社ブリッジインベストメント\)」](#)(関東財務局 金融監督第6課)

※[「無登録で暗号資産交換業を行う者について\(クリプトカレンシーワールドワイド株式会社\)」](#)(関東財務局 金融監督第6課)

本ページに関するお問い合わせ先
金融庁 総合政策局 フィンテック参事官室
TEL 03-3506-6000 (代表)
(内線 2311、2299)